

平成20年度

《親と子のよい歯のコンクール》 《3歳児よい歯のコンクール》

参加者募集のお知らせ



このコンクールは、歯の健康が優れているお子さんや親と子を表彰することにより、むし歯の予防など、歯と口の健康についての正しい知識を啓発普及するため実施するものです。参加ご希望の方は、下記の応募の条件等をご確認のうえ、健康増進課へお申し込みください。（個別通知はいたしません）

主催 栃木県、下野市、栃木県歯科医師会

応募の条件

(1) 親と子のよい歯のコンクール

平成19年4月1日～20年3月31日の間に3歳児健康診査を受け、むし歯がなく健康な幼児とその親（お父さん、お母さんのどちらでも参加できます。）

(2) 3歳児よい歯のコンクール

平成19年4月1日～20年3月31日の間に3歳児健康診査を受け、むし歯がなく健康な幼児（親と子・3歳児の両方のコンクールに応募することはできません。）

審査方法

(1) 第1次審査<5月ごろ>

市が3歳児健康診査の結果等に基づいて審査（書類審査及び歯科検診）を行います。詳細は応募された方にご連絡します。審査結果については、後日、保護者にお知らせします。

(2) 第2次審査<6月ごろ>

第1次審査で優秀な方について、県南健康福祉センターで歯科検診等を行います。審査結果については、審査当日に発表予定ですが、後日になる場合もあります。

(3) 第3次審査<7月ごろ>

第2次審査で優秀な方について、歯科検診等を含めた県審査を行います。

なお、「親と子のよい歯のコンクール」については、国の規定に基づき母親と子の最優秀組を「第57回母と子のよい歯のコンクール」（厚生労働省主催）中央審査に推薦することを予定しています。

表彰

第2次審査及び第3次審査において、それぞれ優秀な方に対して表彰します。

応募方法及び期限

所定の申込書にご記入のうえ、4月25日（金）までに健康増進課へお申し込みください（郵送でも可）。申込書配付及び申し込み受付は健康増進課（きらら館）、健康増進課相談室（ゆうゆう館、南河内庁舎）で行います。なお、ゆうゆう館相談室は月・水・木曜日、南河内庁舎相談室は火・金曜日いずれも午前9時から11時まで開設しています。

問い合わせ先

健康増進課 ☎52-1116（きらら館内）

健康増進課の窓口開設のお知らせ

平成20年度の保健事業を実施するにあたり、相談窓口を次のように設けていますので、ご利用ください。

施設名	業務内容
きらら館 ☎52-1116	・成人保健（生活習慣病などの総括業務） ・母子保健（乳幼児健診や予防接種事業などの総括業務）
ゆうゆう館 ☎43-1232	・健康増進課相談室 毎週月・水・木曜日の午前9時から11時まで、妊娠届及び母子健康手帳の交付、妊産婦医療費受給者資格者証の手続きを行います。
南河内庁舎 ☎48-2374	・健康増進課相談室（足利銀行窓口となり） 毎週火・金曜日の午前9時から11時まで、妊娠届及び母子健康手帳の交付、妊産婦医療費受給者資格者証交付の手続きを行います。